

令和2年

第1回市議会定例会 議案第43号

函館市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
函館市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
函館市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年函館市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（空家等対策協議会の設置）」に改め、同条第1項中「応じ、」の後ろに「法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成および変更ならびに実施に関する事項その他の」を加え、「函館市空家等審議会（以下「審議会」を「函館市空家等対策協議会（以下「協議会」に改め、同条第2項中「審議会」を「協議会」に改める。

第12条中「審議会は、委員5人以内」を「協議会は、市長および10人以内の委員」に改める。

第14条から第16条までの規定中「審議会」を「協議会」に改める。

第19条を第20条とする。

第18条中「審議会」を「協議会」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「審議会」を「協議会」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（部会）

第17条 協議会は、必要に応じ、委員5人以内をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 4 部会長は、当該部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 7 部会は、委員に調査審議の対象となる空家等の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないこととする。
- 8 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第15条第1項および第2項ならびに前条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「空家等審議会」を「空家等対策協議会」に改める。

（提案理由）

空家等審議会を廃止して空家等対策協議会を設置するため